

**訪問介護・介護予防
重要事項説明書**

ハイハイネット 中越

《ハイハイネット株式会社》

訪問介護 重要事項説明書

《 令和 5年7月1日現在 》

1. 事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 0258-83-0038

FAX 0258-82-1198

サービス提供責任者 栗原裕子

※ご不明な点は、お気軽におたずねください。

2. 訪問介護・介護予防訪問介護事業所の概要

(1) 訪問介護事業所の指定番号および提供地域

事業所名	ハイハイネット 中越
事業所の所在地	新潟県小千谷市大字桜町5145番地1
介護保険指定番号	1570800449
サービスと提供する地域	小千谷市、長岡市（越路町・小国町・川口町）

(2) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1名		事業所の職員・業務の管理
サービス提供責任者	1名	2名	利用調整、技術指導、 入浴・排泄・食事等生活全般の援助
訪問介護員	1名	1名	入浴・排泄・食事等生活全般の援助

(3) 営業日時

- ◎ 月～土曜日 午前8時～午後5時
◎ 休業日 日曜日、祝日（振り替え休日含む）
年末年始（12月31日～1月3日）
お盆（8月13日～8月15日）

※希望によりご相談に応じます。

《 当事業者の概要 》

- 事業者名 ハイハイネット株式会社
- 事業者所在地 新潟県小千谷市桜町 5145 番地 1
- 電話番号 0258-83-0038
- 設立年月日 平成20年11月17日

※定款の目的に定めた介護保険関連事業
○訪問介護・予防訪問介護事業所

当事業所の訪問介護サービスの内容等

(1) 事業目的

要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービスを提供することを目的とします。

(2) 運営方針

当事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、若しくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

(3) 提供するサービスの内容

イ) 訪問介護計画書に基づき、次のサービスの項目について、訪問介護サービスを実施いたします。

身 体 介 護	
食事介助	全介助、一部介助、水分補給・量の記録、食事量・食事内容の観察記録
排泄介助	トイレ介助、Pトイレ介助、尿器介助、パッド交換、おむつ交換、 排尿・排便の回数・性状の観察記録
身なりの 保清・整容	全身浴(入浴・シャワー浴)、部分浴(手・足・陰部・臀部)、清拭(全身・部分)、 洗髪、爪きり(手・足)、洗面、口腔ケア、整容、更衣介助
移 動	体位交換、移乗介助、移動介助、通院・外出介助
起床就寝	起床介助、就寝介助
服 薬	服薬介助、服薬確認、薬の塗布、点眼
自立支援	ともに行う調理・家事・買物、意欲・関心の引き出し 入浴・更衣・移動等の自立への声かけと安全の見守り
生 活 援 助	
清 掃	居室・寝室・台所・トイレ・浴室・廊下・階段の掃除、ゴミ出し、準備・後片付け
洗 濯	洗濯、乾燥(物干し)、取入れ収納、アイロン
寝具の手入れ	シーツ交換、ベッドメイク、布団干し
衣 類	衣類の整理
調理配下膳	一般的な調理、配下膳、後片付け
買 物 等	日用品等の買物、薬の受取り、通所の準備

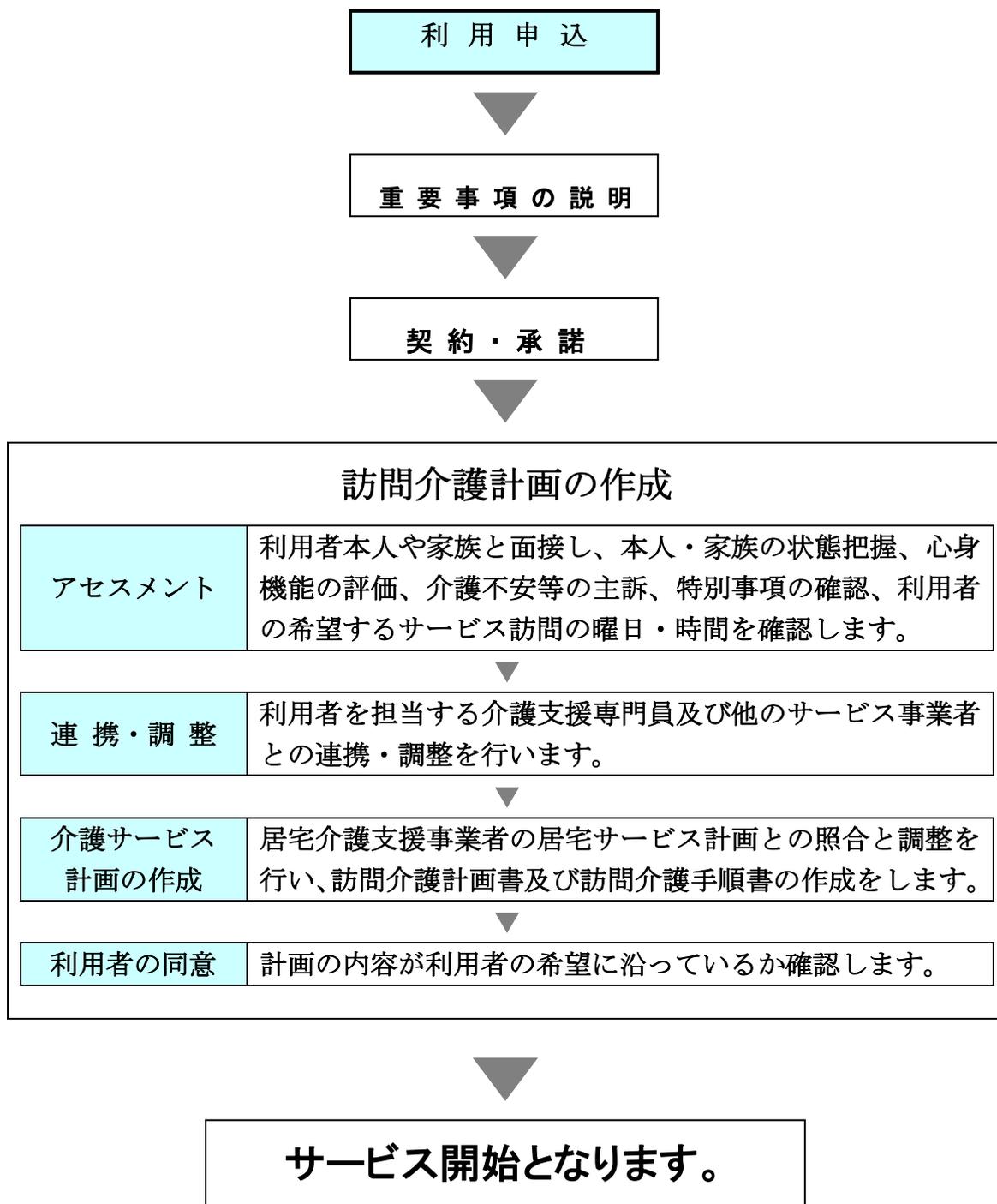
※「生活援助」は身体介護以外の掃除・洗濯・調理等の日常生活の援助を指しますが、次のような行為は「生活援助」に含まれません。

- ①商品の販売・・・農作業等の生業の援助的な行為
- ②直接、本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

※公共交通機関、一般のタクシーを利用する外出介助について、身体介護の移動介助サービスになります。

- ロ) サービスの提供は、懇切丁寧に行い、わかり易いように説明します。もしわからないことがあれば、いつでも担当職員にご質問ください。
- ハ) 当事業所の職員は、常に身分証明書を携行していますので、必要な場合はいつでも、その場でお求めください。

(4) 訪問介護の申し込みからサービスの提供までの流れと主な内容



(5) 利用料金

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(a)基本利用料			
	1回あたりの所要時間	基本利用料	利用者負担金 (=基本利用料の1割)
身体 介 護	20分未満	1,630円	163円
	20分以上30分未満	2,440円	244円
	30分以上60分未満	3,870円	387円
	60分以上90分未満	5,670円	567円
	90分以上	30分増すごとに820円を加算	30分増すごとに82円を加算
引 続 き 生 活 援 助 を 算 定	20分を増すごとに	650円	65円
	201単位を限度とする		
生 活 援 助	20分以上45分未満	1,790円	179円
	45分以上	2,200円	220円
介 護 予 防 (要介護支援)			
			利用者負担金(基本利用料の1割)
週1回程度	月の中で4回まで		268円
週2回程度	月の中で5回から9回まで		272円
週3回程度	月の中で22回まで		287円
<p>※ 「身体介護」及び「生活援助」において、利用者の同意を得て、<u>同時に2人の訪問介護員等</u>がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。</p> <p>※ 「身体介護 20分未満」は、オムツ交換等の20分未満のサービスを、<u>早朝・夜間・深夜に実施したとき</u>に算定となります。</p> <p>※ 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。その場合は、書面でお知らせします。</p> <p>※ 次の場合キャンセル料がかかります。</p>			

お客様のご都合で利用予定日の当日にご連絡をいただいた場合は当該基本料金の50%
ただし、体調や容態の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要と
します。

(b) 加算料金

※()は、利用者負担金となります。

初回加算	2,000円(200円)
新規利用者に対し、サービス提供責任者が初回月にサービス提供又は同行の場合	
緊急時訪問介護加算	1,000円(100円)
利用者や家族からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合	
夜間・早朝加算	基本利用料の25%加算
夜間(18時～22時)又は、早朝(6時～8時)にサービスを提供する場合	
深夜加算	基本利用料の50%加算
深夜(22時～翌朝6時)にサービスを提供する場合	
小規模事業所加算	本利用料の10%加算
当事業所が特別地域に所在し、かつ、1月あたりの延べ訪問回数が200回以下 (要支援者利用者数が5名以下)の小規模事業所である場合	

(c) 支払い方法

(a)から(b)までの利用料金(利用者負担金)は、1ヶ月ごとにまとめて請求
しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

お支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	ゆうちょのみとなります。サービス利用月の翌月 15日に、口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービス利用月の翌月15日までに、事業者が指定 する口座にお振り込みください。
現金払い	サービス利用月の翌月15日までに、現金でお支払 いください。

※利用料金については介護保険制度から9割給付されます。ただし、保険料の滞納により、保険給付が直接事業者を支払われない場合は利用料の全額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日、市町村（保険者）の窓口に出しますと、利用料の9割の払い戻しを受けられます。

サービスの利用方法

サービスの利用開始

まずは、担当の介護支援専門員にご相談ください。
介護支援専門員からご紹介を頂き、お伺いいたします。
契約を締結したのち、サービスの提供を開始いたします。

サービスの終了

- ①利用者のご都合 ⇒ 1週間前にご連絡下さい。いつでも解約できます。

- ②当事業所の都合 ⇒ 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。
その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、担当の介護支援専門員と連絡・調整し、地域の他の訪問介護事業者をご紹介します。

- ③自動終了 ⇒ (ア) 利用者が介護保険施設に入所した場合
次の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します。
(イ) 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

(ウ) 利用者がお亡くなりになった場合

- ④利用者やご家族の背信行為 ⇒ 利用者やご家族などが当事業所または訪問介護員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります

緊急時の対応について

(契約書 第9条) 参照

サービス提供中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医及び家族等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

個人情報の保護について

(契約書 第10条) 参照

1. 事業所は、利用者及び家族の個人情報の管理について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を守って適切な取り扱いを行います。
2. 事業者が知り得た利用者及び家族の個人情報については、原則的にサービス調整等の目的以外には利用しません。
3. 外部への情報提供については、利用者もしくは利用者のご家族からの文書による同意を得た上で必要な範囲内で用います。

事故発生時の対応について

(契約書 第13条) 参照

1. 事故が発生した場合は、利用者に対し、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じるとともに、速やかに家族等及び関係諸機関に事故発生状況及び今後の対応等について報告いたします。
2. 事故等により要介護認定に影響する可能性のある場合には必要に応じ、市町村（保険者）に事故の概要を報告いたします。
3. 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者にたいしてその損害を賠償します。
4. 事業者は自己の責任に帰すべき理由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には事業者は賠償責任を免れます。
 - ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が生じた場合。
 - ② 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が生じた場合。
 - ③ 契約者が急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。
 - ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。

虐待防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果を事業所内で周知する。
2. 虐待防止のための指針を整備する。
3. 事業所内で、虐待防止のための研修を定期的実施する。
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
5. 定期的に虐待防止のための見直しを行い、必要に応じて虐待防止の変更を行います。
6. サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

感染症の予防及びまん延防止について

事業所は、感染症の発生とまん延を防止するために必要な措置を講じます。

1. 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果を事業所内で周知する。
2. 感染症の予防及びまん延防止のために指針を整備する。
3. 事業所内で、感染症及びまん延防止のための研修を定期的実施する。
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
5. 定期的に感染症の予防及びまん延防止のための見直しを行い、必要に応じて感染症の予防及びまん延防止の変更を行います。

業務継続計画について

事業所は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

1. 業務継続計画のための委員会を定期的を開催し、その結果を事業所内で周知する。
2. 早期の業務再開を図るための指針を整備する。
3. 事業所内で、業務継続計画のための研修を定期的実施する。
4. 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
5. 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施	1 あり
	実施日 令和 年 月 日
	2 なし

サービス内容に関する苦情 (契約書 第12条) 参照

当事業所の訪問介護サービスに関するご相談・苦情を承ります。

担当 ハイハイネット 中越 管理者 佐藤 薫

電話番号 0258-83-0038

⇒ 受付時間 月～金 9:00～17:00

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

- 小千谷市 健康福祉課 電話番号 0258-83-0807
- 長岡市 介護保険課 電話番号 0258-39-2245
- 新潟県国民健康保険団体連合会 電話番号 025-285-3022

サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。

- ① 医療行為及び医療補助行為

- ② 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備 など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスをご利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

訪問介護サービスの提供開始に際し、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明致しました。

事業者

所在地 新潟県小千谷市桜町 5145 番地 1
名称 ハイハイネット株式会社 (印)
説明者 _____ (印)

私は、事業者より訪問介護サービスについての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用者申込者 住所 _____

名前 _____ (印)

家族（代理人） 住所 _____

名前 _____ (印)